

共2 安全対策と事故発生時の対応

初版 平成22年7月

改定 平成25年4月

改定 平成28年3月

改定 平成31年3月

改定 令和4年10月

1 公共土木工事における安全対策に関する要綱等

(1) 長野県土木工事共通仕様書 共通編 (R4.10 最終改定)

1-1-1-38 工事中の安全確保

1. 安全指針等の遵守

受注者は、土木工事安全施工技術指針^①（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和4年2月）、建設機械施工安全技術指針^②（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達平成17年3月31日）、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。

2. 支障行為等の防止

受注者は、工事施工中、監督員等及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、または公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。

3. 建設工事公衆災害防止対策要綱

受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱^③（国土交通省告示第496号、令和元年9月2日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。

(2) 共通仕様書記載の指針等

① 土木工事安全施工技術指針

(目的)

本指針は、土木工事における施工の安全を確保するため、一般的な技術上の留意事項や施工上必要な措置等の安全施工の技術指針を示したものである。

(適用範囲)

本指針は、国土交通省で行う一般的な土木工事※の安全施工に適用する。

※ 長野県土木工事共通仕様書に基づき、「長野県で行う一般的な土木工事」と読み替える。

掲載ホームページアドレス（国土交通省）

<https://www.mlit.go.jp/tec/content/001464734.pdf>

② 建設機械施工安全技術指針

(目的)

本技術指針は、建設機械施工に関する事故・災害を防止するため、建設機械による施工計画の作成、施工の実施及び管理運用における一般的に必要な※技術上の留意事項や措置を示し、建設機械施工の安全確保に寄与することを目的とする。

(適用範囲)

本技術指針は、建設工事における建設機械施工に関して、法令・基準等で規定される場合を除き、この指針を適用する。

本技術指針でいう建設機械とは、建設工事に使用される全ての建設機械及び機械設備をいう。

※ 国土交通省では、技術指針に加えて建設機械施工に関し、施工現場における事故発生要因の発見・対処に関して担当者を支援する目的で「建設機械施工安全マニュアル（平成22年4月最終改訂）」を作成・公表しています。

ホームページ掲載場所（国土交通省）

建設機械施工安全技術指針

→http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kensetsusekou/kankyou/mic/kenki_ss/H17kaisei.pdf

建設機械施工安全マニュアル

→http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_fr_000013.html

③ 「建設工事公衆災害防止対策要綱（土木工事編）」

(目的)

この要綱は、土木工事の施工に当たって、当該工事の関係者以外の第三者（以下「公衆」という。）に対する生命、身体及び財産に関する危害並びに迷惑（以下「公衆災害」という。）を防止するために必要な計画、設計及び施工の基準を示し、もって土木工事の安全な施工の確保に寄与することを目的とする。

(適用)

この要綱は、公衆に係わる区域で施工する土木工事に適用する。

2. 起業者及び施工者は、土木工事に当たっては、公衆災害を防止するために、この要綱の各項目を遵守しなければならない。

ホームページ掲載場所（国土交通省）

<http://www.thr.mlit.go.jp/bumon/b00097/k00910/kyoutuu/saigaibousitaisaku.pdf>

(2) 公共工事の発注における工事安全対策要綱

公共工事の発注にあたり、設計、積算、工期設定、施工条件の明示及び設計変更、現場指導等、事業の執行に関して発注者が留意・実施すべき事項が示されている。

公共工事の発注における工事安全対策要綱

平成4年7月1日 建設省技調発第165号
各地方建設局長・北海道開発局長・沖縄総合事務局長あて
技術審議官通達

公共工事における施工の安全確保については、従来より、設計、積算、工期設定、施工条件の明示及び設計変更等において配慮してきたところである。また、「建設工事の安全対策(平成4年3月2日付け建設省技調発第54号)」等諸通達により、工事の安全対策の徹底を図ってきたが、労働安全衛生法の改正等に鑑み、今後さらに土木工事の安全対策について一層の充実を図るため、事業の執行にあたり留意すべき事項について下記のとおりとする。

記

(1) 発注にあたっての安全施工への配慮

- ①熟練労働者の通年確保を図り、施工の安全性の向上に資するため、国庫債務負担行為を活用するなどして、工事の平準化に努めること。
- ②業者の選定にあたっては、工事の安全成績にも留意することとし、工事内容に応じた施工技術力を有する請負業者を選定すること。
- ③発注の準備は計画的に行い、積算にあたっては必要な工期を確保できるよう配慮すること。用地買収等の遅れにより年度内の完成が不可能となる恐れがある場合は、適切に翌債の手続をとること。また、工事中に施工条件の変化等により、工期が年度末を越える恐れがある場合は、適切に繰越の手續をとること。

(2) 設計段階における安全施工への配慮

- ①建設工事は、通常屋外で実施されるため、気候、地形、地質等の自然的条件に大きく左右されるほか、騒音、振動等に対する社会的条件の配慮から施工方法、施工時間等が制約を受けやすい。これらの要因によって、工事現場ごとに仮設工、施工方法等が異なることから、現場の施工条件を十分調査すること。
- ②工事の施工方法は、工事目的物及び仮設物等により大きく左右されることが多いため、設計段階において施工の安全性に配慮した施工方法を検討すること。
- ③工事の安全確保を図るため、詳細設計時に施工に係る項目に関して、その内容を十分に精査すること。特に安全な施工に配慮が必要な工事については、設計時における設計審査制度を活用し内容の充実を図ること。この場合、必要に応じて経験豊富な技術者等の助言を受けて、審査内容の充実を図ること。

④積算の前段となる施工計画の策定にあたっては、関係法令、各種技術指針及び要細等に基づいて実施すること。

また、安全性に配慮した施工計画を立案するためには、特に以下の点に留意すること。

イ 施工方法

現場状況、周辺地域の状況など、現場条件に適した施工方法、建設機械を選定すること。

この場合、安全確保、公害防止等に十分配意すること。

ロ 仮設計画

仮設道路、仮締切、土留工、機械設備等の仮設の計画に際しては、現地の施工条件、施工方法等に応じた適切なものとすること。特に、施工中の安全性は、仮設の適否に左右されることが多いため、現場条件にふさわしい仮設計画となるよう十分に配慮すること。

(3)適正な積算の実施

①工事の安全かつ円滑な施工を確保するためには、発注者の行う積算において必要な経費が計上されていることが不可欠である。安全を確保するための経費は直接工事費、共通仮設費の安全費、仮設費及び現場管理費に含まれるので、これらの各費用について、適切に計上すること。

②積み上げ計上を行うものは、現場の施工条件を考慮しつつ、必要な事項を特記仕様書等に条件明示を行い、必要な経費を適切に計上するよう十分に注意を払うこと。

特に、直接工事費に計上する足場工、支保工等は、作業条件に密接に関係することから、適切な計上に一層努めること。なお、共通仮設費のうち交通整理員、機械の誘導員等人員の配置に要する費用は、個別に計上する方式となっており、共通仮設費率には含まれていないので十分留意すること。

③積み上げ計上を行う際には、歩掛り、機械損料、労務単価等について最新の基準等を用いるとともに、価格については、市場の需給情勢に応じて月毎等の短い期間に価格が変動する場合があることを考慮し、発注時の実勢価格が十分反映されたものとすること。

(4)適切な工期の設定

①適正に工期を設定するため、工事の内容、現場の施工条件等に応じた作業日数及び準備・後片付けに要する日数を算定するとともに、建設労働者の健康保持、災害防止の観点から、休日日数及び降雨等による作業不能日数を加え設定すること。同種の内容・同規模の工事であっても施工条件、施工時期等によって必要な工期が異なることに注意すること。

②工期を設定する際には、休日日数として、日曜・祝祭日、夏期休暇及び年末・年始休暇のほか、平成4年度よりは、作業期間内の全土曜日を見込むこととしたところであるので注意すること。また、降水(降雨・降雪)等による作業不能日数についても、特記仕様書等に明示すること。

③発注に際しては、建設労働者の確保、建設資材の需要の動向等に配慮し、事前に計画的に準備を行うための期間として4か月を越えない範囲内で余裕期間を適切に見込むこと。特に、需給が逼迫している資材を使用する場合等においては、この制度の積極的な活用を図ること。

④工事契約後に、他の関係機関との協議、地元との協議等に時間を要し、工事着手が遅れる恐れがある場合は、協議の成立見込み時期等を施工条件として明示するとともに、これらの条件に変更があり必要があると認められる時は、設計変更により工期を変更すること。

(5) 適正な仮設工及び施工方法の選定

- ① 工事の発注にあたって、次に示すような施工条件の仮設工については、設計図書において指定仮設とすること。
- イ 河川堤防と同等の機能を有する仮締切の場合
 - ロ 仮設構造物を一般交通に供する場合
 - ハ 特許工法又は特殊工法を採用する場合
 - ニ 関係官公署等との協議等により制約条件のある場合
 - ホ その他、第三者に特に配慮する必要がある場合
- ② 仮設工、施工方法を指定する場合には、事前に現地の調査を十分に行い、設計審査制度、経験豊富な技術者等の助言を活用するなどして指定内容を十分検討し、関係法令、関係技術基準・指針等に沿った施工の安全性に配慮した適切な内容とすること。

(6) 設計図書における施工条件の明示

- ① 工事の発注にあたっては、事前に現場の施工条件を十分調査し、その内容を積算に反映させるとともに、必要な事項を設計図書に明示すること。
- ② 施工の安全性に配慮し、次に示す場合に関しては、施工条件の明示を行うよう留意すること。
- イ 現道交通を確保しながらの施工、または、工事現場に交通整理員等を配置する必要がある場合
 - ロ 供用中の道路上の工事において、道路交通に対する安全確保の観点から関係機関と協議の上、通行規制を行う必要がある場合
 - ハ 工事現場に地下理設物がある場合や鉄道、送電線等に近接して施工する場合で、工法、作業時間、安全対策措置等について管理者と協議する必要がある場合
 - ニ 土砂や岩の掘削、工事の振動等による落石、雪崩、土砂崩落等に備えて、防護施設を設置する必要がある場合
 - ホ その他、工事施工の安全確保のため特に施工条件の明示が必要な場合
- ③ 施工条件明示の方法としては、図面、特記仕様書等に明記すること。

(7) 施工条件の変化への適切な対応

- ① 施工途中において予期せざる事態が発生した場合には、工事請負契約書の特定に基づき適切に設計変更を行うものとする。なお、安全施工に関する注意事項として、下記の事項について現場説明において入札参加者に徹底すること。なお、安全施工に関する注意事項として、下記の事項について現場説明において入札参加者に徹底すること。
- イ 気象状況等に関して常時十分な注意を払うこと。
 - ロ 作業時に危険を予知した場合等においては、ただちに作業を中止し、作業員を安全な場所に退避させること。
 - ハ 異常箇所の点検・原因の調査等は、二次災害防止のための応急措置を行った後、十分注意して行うこと。
- ② 施工途中において予期せざる事態が発生し、必要が認められる場合においては、速やかに工事一時中止の措置を講じること。また、工期の一時中止を行った場合は、工期及び費用について適正に処置すること。

(8)請負業者の施工体制及び作業員の安全訓練の充実への配慮

- ①土木工事の実施に際し、施工の安全確保を図るために、現場における安全管理の向上を図ることが重要である。このことから、特に公衆災害の防止対策が必要な工事等については、請負業者に対して、施工体制台帳の整備等を図ることにより、安全施工体制の充実を指導すること。
- ②作業の安全確保を図るために、直接作業に携わる作業員が安全に対する理解を深めることが重要であるため、請負業者に対して、個々の工事現場の作業内容に応じた安全・訓練活動をとおして作業員の安全意識の高揚を図ることを指導すること。
- ③積算基準においては、労働安全衛生法等に基づく安全活動の実施とともに、個々の工事において工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割当てて、定期的に安全に関する研修・訓練等の実施に必要な経費を見込んでいるので、適正に実施されるよう請負業者を指導すること。
- ④(3)の安全に関する研修・訓練等としては記の項目が考えられるので、この点を十分考慮し、適切に請負業者を指導すること。
- イ 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
ロ 工事内容等の周知徹底
ハ 土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
ニ 工事における災害対策訓練
ホ 工事現場で予想される事故対策
ヘ その他、安全に関する訓練等として必要な事項
- ⑤訓練等の実施状況については、ビデオ等又は工事情報(工事月報)等により、適切に実施されたかを確認すること。

(9)建設現場の作業環境の改善への配慮

現場において、作業員の安全な作業実施に資するため、作業員が健康な身体と精神を保持できるよう現場事務所、作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に配慮する。このことから、工事の発注にあたっては、工事内容に応じて作業環境への措置を特記仕様書等において明示するとともに、そのための経費を積算に計上すること。

(10)建設現場における連絡体制の充実

- ①工事を複数の工区に分けて発注する場合は、工事目的物及び仮設物等の機能に影響を及ぼさず、かつ施工上工区間の相互に関係する部分が少なく、工程等の調整が容易に行えるように配慮した工区とすること。
- ②複数の工事が相互に関連する建設現場において、各工事を安全かつ円滑に実施するため、発注者と請負業者、及び請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整の体制を整備すること。
- ③連絡調整の体制を整備する対象工事は、次の工事とする。
- イ 事業間の調整(河川と道路等)を必要とする工事
ロ 複数の請負業者が同一地域で工事を行う場合
ハ 土木工事と機械設備工事等、同時施工となる場合
ニ その他仮設道路等を共用する等の工程調整を必要とする工事

(11) 工事の安全対策に向けた活動の実施

- ①工事において発生した事故について、事故に至るメカニズム、原因を技術的に調査、分析し、必要な措置を講じることにより、類似工事における事故の再発を防止するため、事故調査に関する組織の整備を図ること。さらに、これらの調査・分析結果のデータベース化を図り、これをもとに工事の設計、積算、施工方法に係る安全対策の充実を図ること。
- ②安全施工のための各種施工要領等の策定など一層の充実を図り、毎年施工技術等の変遷に対応するための見直しが必要かどうかの検討を行うこと。
- ③安全施工技術の開発とその普及促進を図るため、新技術開発に努めること。また、民間などにおいて開発された新技術を容易に事業に反映できるよう、技術活用パイロット事業等の制度を積極的に活用すること。
- ④工事の安全に関する意識の向上を図るため、厚生労働省等関係官庁、施工業者等との間で安全協議会、安全パトロール等の安全施工に関する活動を実施すること。安全活動を効果的に進めるため外部の組織の活用を図ること。また、この際には労働災害防止関係団体などの活用も考慮すること。
- ⑤工事に対する地域住民の理解と協力が得られるよう、説明会の開催などの広報活動を積極的に推進すること。

2 安全対策に関する措置

(1) 建設工事の安全対策に関する要領

※長野県建設部等土木工事設計審査会及び施工条件検討会運営要領（平成5年1月18日付け
4監技第354号、平成28年12月26日付け28建政技第227号）は平成30年1月1日廃止

29建政技第234号
平成29年(2017年)12月21日

建設部現地機関の長様
建設部各課長様
環境部生活排水課長様
千曲川流域下水道事務所長様

建設部長

長野県建設部等土木工事設計・施工審査会運営要領について（通知）

この度、設計・施工の更なる品質確保に向け、設計から工事までを一体的に審査することとし、新たに「長野県建設部等土木工事設計・施工審査会運営要領」を策定しましたので、事務処理に留意願います。

なお、あらかじめ設計・施工審査会が想定される設計等の業務発注時には特記仕様書等へ下記の例を参考に開催について記載することとします。

記

設計業務等業務発注時の特記仕様書等の記載例

（設計・施工審査会の開催が確定している場合）

第 条 設計・施工審査会の開催

本業務は、設計・施工審査会の対象業務である。履行期間についてはあらかじめ想定される期間を見込んでいます。なお、発注者は受注者と設計・施工審査会の概ねの実施時期及び必要期間について協議を行うことで協力すること。

（設計・施工審査会の開催が未確定の場合）

第 条 設計・施工審査会の開催

本業務は、設計・施工審査会の開催の可能性がある業務である。発注者から設計・施工審査会の開催の情報提供があった場合には協力すること。なお、当会開催により履行期間の延長が必要な場合は工期延長を行う。また資料作成等の新たな業務が発生した場合は増工の対象とする。

長野県建設部等土木工事設計・施工審査会運営要領

(平成 29 年 12 月 21 日 29 建政技第 234 号)

第1 目的

長野県建設部等土木工事設計・施工審査会（以下「審査会」という。）は、建設部等所管の土木工事の設計内容、工事の条件明示及び設計変更に関する技術的対応方針の審査の実施により、設計成果の品質向上及び工事の安全かつ円滑な実施に資することを目的とする。

第2 組織、構成

審査会は、本庁及び現地機関に設置し、構成は次のとおりとする。

(1) 本庁の審査会

別表－1 のとおり

(2) 現地機関の審査会

委員長、副委員長及び委員をもって構成する。委員長、副委員長、委員は係長以上の職員を基本とするが、実情に合わせて事務所毎に別途定めるものとする。なお、委員長は所長を充てることを原則とする。

第3 会議

- (1) 審査会は委員長が招集する。審査会は構成員の 2 分の 1 以上の出席をもつて成立するものとする。
- (2) 委員長は審査会を代表し、審査会の意見の集約を行う。委員長が欠席の場合は副委員長がこれを代理する。
- (3) 審査に当たっては、必要に応じて外部の経験豊富な技術者等の出席を求めることがあるいは技術的指導及び助言を求めることができる。
- (4) 本庁の審査会の開催が必要な場合、現地機関の審査会の委員長は、別紙様式－1 により事業担当課に審査を要請する。
- (5) 本庁の審査会は、事業担当課からの審査要請を受けてから原則として 2 週間以内に開催するものとする。

第4 業務

- (1) 設計段階（業務実施中）の適用業務について、次の内容に関して審査を行い、別図－1 に示す手順により手続きを行う。
 - ①構造・施工性・経済性に関する事項
 - ②他の関連する工事との整合性等、設計条件、施工条件の確認
 - ③仮設構造物の設計
 - ④施工方法の選択
 - ⑤施工の安全に関する事項
 - ⑥施工中の環境保全その他に関する事項
- (2) 施工段階（本工事発注前及び施工中必要時）の適用工事について、次の内容に関して審査を行い、別図－2 に示す手順により手続きを行う。

- ①工事の発注時における条件明示に関する検討。
- ②工事中において、現場条件が契約図書の施工条件と異なった場合の設計変更に関する検討。
- (3) 公共事業における設計VE試行要領に基づきVE提案を審査し、別図一3に示す手順により手続きを行う。
- (4) 新技術活用制度における「公共工事等における新技術活用システム(NETIS)『評価促進技術』」への推薦に関して審査し、別図一4に示す手順により手続きを行う。

第5 適用業務及び工事及び開催時期

- (1) 第4(1)に関する審査会は、設計段階（業務実施中）に開催することを原則とし、対象業務は別表-2とする。
- (2) 第4(2)に関する審査会は、施工段階（本工事発注前及び施工中の必要時）に開催することとし、対象工事は別表-3とする。
- (3) 第4(3)に関する審査会は、とりまとめ時に開催するものとする。
- (4) 第4(4)に関する審査会は、新技術等について企業等から依頼があった時に開催するものとする。

第6 審査結果の報告

- (1) 現地機関の審査会の委員長は、設計・工事担当課及び所長に審査結果等を報告する。
- (2) 本庁の審査会の委員長は、別紙様式-2により、事業担当課及び建設部長に審査結果を報告し、事業担当課は、それを現地機関の審査会へ報告する。

第7 運営事務

本庁の審査会においては技術管理室が、現地機関の審査会においては整備課等が運営事務を行う。

第8 附則

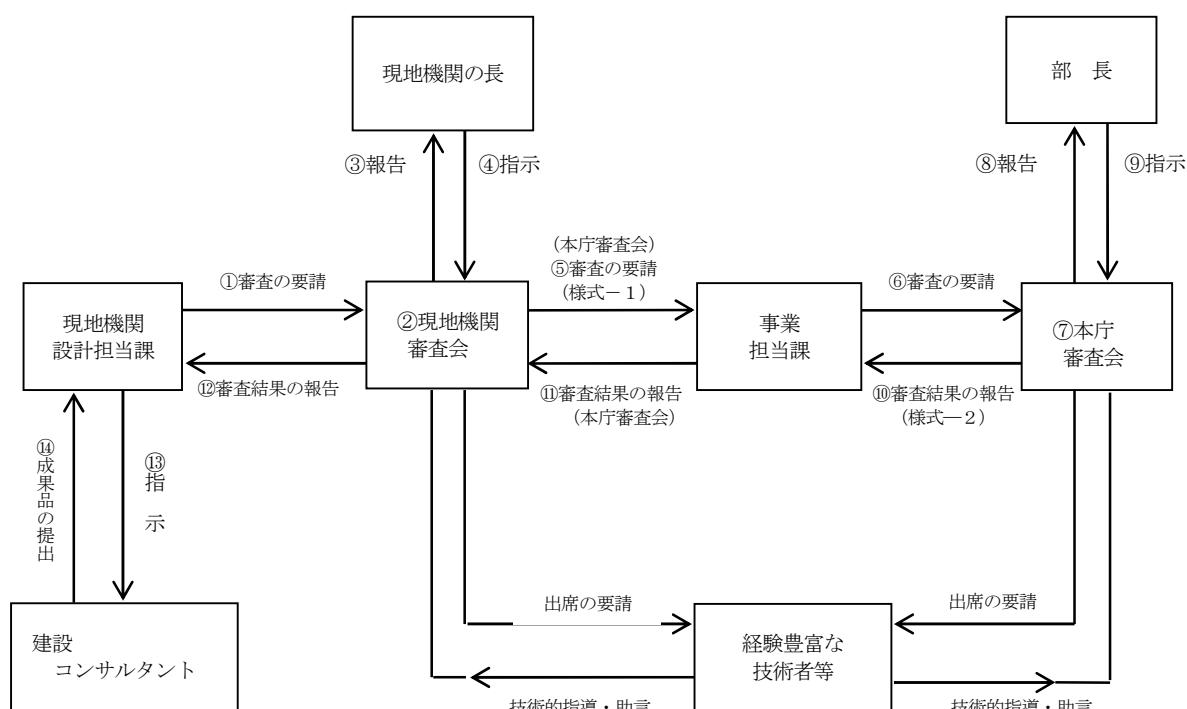
- (1) この要領は平成30年1月1日から施行する。
- (2) 本要領の施行をもって「長野県建設部土木工事設計審査会及び施工条件検討会運営要領」（平成5年1月18日付け4監技第354号、平成28年12月26日付け28建政技第227号最終改正）は廃止する。

別表－1 本庁の設計・施工審査会の構成

役職	所属	職名
委員長	技術管理室	室長
副委員長	技術管理室	主任専門指導員
委員	道路管理課 道路建設課 河川課 砂防課 都市・まちづくり課 生活排水課	企画幹 企画幹 企画幹 企画幹 企画幹 企画幹

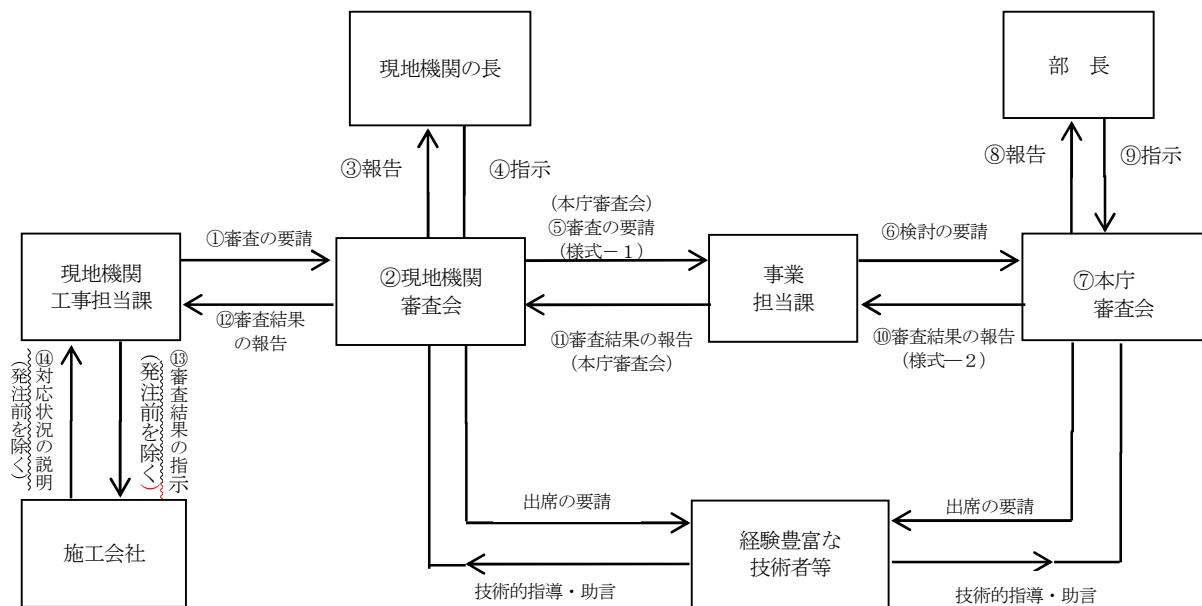
※上記の企画幹は技術職（土木）とする。

別図－1 (1) 設計段階（業務実施中）の審査手順

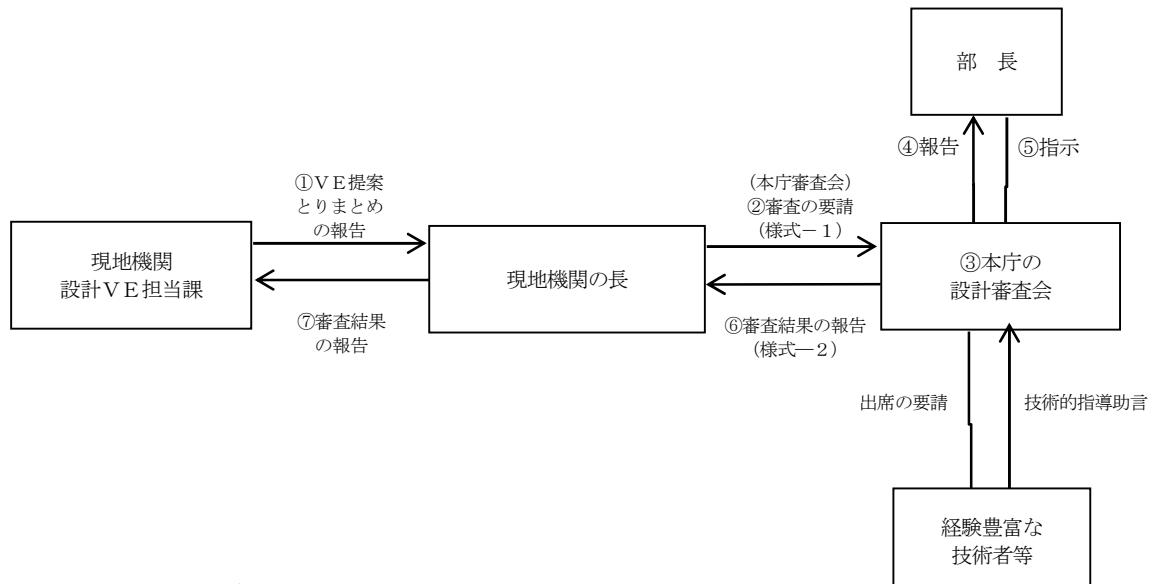


○数字は手続きの順番

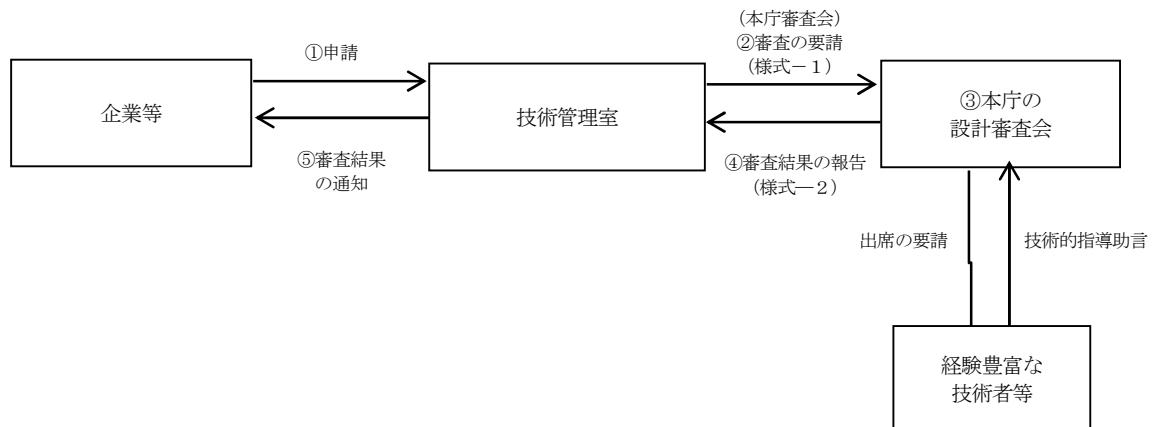
別図－2 (2) 施工段階（本工事発注前及び施工中の必要時）の審査手順



別図－3 (3) 設計VE審査手続



別図－4 (4) NETIS「評価促進技術」推薦の審査手続



○数字は手続きの順番

別紙様式－1

設計・施工審査会概要書

		事務所名	
担当事業課		審査項目	設計・施工・V E・新技術
事業年度	令和 年度	整理番号	
業務・工事名			
路河川名			
箇所名			
業務・施工 会社名			
業務着手日 工事着手(予定)	令和 年 月 日	完了期限 完成期限	令和 年 月 日
現地機関における審査結果概要(詳細は別紙)			
該当項目			
担当課・係		担当者	
業務・工事概要			
審査すべき内容			
添付資料			

注 1) 審査項目は、いずれかに○を記入する。

注 2) 該当項目は、別表－2 及び別表－3 の項目を記入する。

注 3) 整理番号は、事務所別、年度別に通し番号を記入する。

別紙様式－2

設計・施工審査会結果報告書

事務所名

担当事業課		審査項目	設計・施工・V E ・新技術
事業年度	令和 年度	整理番号	
業務・工事名			
路河川名			
箇所名			
審査年月日	第1回 令和 年 月 日 第2回 令和 年 月 日		
審 査 結 果			
備考			

注 1) 審査項目は、いずれかに○を記入する。

別表-2

審査対象業務

審査 業務 内容	項 目	審査対象(案)	
		現地機関	本庁
道路規格設計	道路線形、構造規格等	延長500m以上	延長3km以上
道路予備設計	道路線形、構造規格等	延長500m以上	延長1km以上
道路詳細設計(歩道等を含む)	道路線形、構造規格等	延長1km以上	—
橋梁予備設計(道路・街路・河川)	橋梁	全箇所	長大橋(100m以上)
橋梁詳細設計(道路・街路)	橋梁(補修含む)	新設・長大橋(橋長100m以上) 補修・ただし、一般河川渡河橋梁は橋長25m以上 採用するもの、老朽化に伴い、架替の検討を要するもの	最大支間長100m以上
橋梁詳細設計(河川)	橋梁	橋長25m以上	最大支間長100m以上
トンネル詳細設計	トンネル(補修含む)	新設・全箇所 補修・補修延長200m以上または新工法・特殊工法を採用するもの	延長が500m以上
河川計画	河川高水流量・河遠計画等河川整備計画の基本事項	全箇所	一連で計画する箇所で交付金箇所:全箇所
河川詳細設計	河川構造	一連で計画する箇所で交付金箇所:100m以上	工事費5億円以上
工法・構造物比較設計(道路・街路)	工法・構造	工事費8千万円以上(道路・街路)	工事費5億円以上
河川構造物予備設計	ダム・護岸・堰門・床止め・堰水門・排水機場・調節池	全箇所	工事費5億円以上
構造物詳細設計(道路)	構造物新技術(補修含む)	工事費8千万円以上(道路・街路)	工事費5億円以上
構造物詳細設計(河川)	構造物新技術(補修含む)	交付金箇所:全箇所(河川)	工事費5億円以上
全体計画	砂防全体会計	全箇所	—
地すべり防止工事基本計画・関連事業計画	全箇所	—	—
急傾斜地崩壊対策工事全体計画	全箇所	—	—
砂防えん堤等	・高さ15m以上の堤堰 ・1,000m以上の基礎処理を有する砂防堰堤	—	—
構造・工法	地すべり防止施設	・排水ポンプ ・阻止工	—
鉄道、高速道路等重要構造物に近接する構造物の設計業務	全箇所	—	—
新技術(省内で実績がない工法)の採用を伴う設計業務	工事費2千万円以上	工事費8千万円以上	—
その他	所内で調整や情報共有が必要な設計業務	必要な箇所	—
その他	その他現地機関の長が指揮する設計業務	指示する箇所	—
その他	その他事業担当課が意見聴取を必要とする設計業務	—	事業課が意見聴取を必要とする箇所

別表-3 審査対象工事

審査内容 実施時期	項 目	審査対象(案)	
		現地機関	本庁
	条件示に係わる事項及び設計変更に関する技術的対応方針		
	施工段階(本工事発注前及び施工中必要時)		
仮設工 土留工及び締切工	(1) 紋別地盤の土留工及び締切工で、掘削深さ7.0m以上の場合 (2) 備土圧を受ける土留工及び締切工で、掘削深さ7.0m以上の場合 (3) ①、②以外の土留工及び締切工で、掘削深さが9.0m以上の場合 (4) 仮設打綱で、基準としている外面斜面水位かその深さ7.0m以上の排水口の場合は (5) 河川堤防と同等の機能を有する近締切の場合は	掘削7.0m以上 掘削7.0m以上 掘削9.0m以上 掘削7.0m以上 全箇所	工事費5億円以上 工事費5億円以上 工事費5億円以上 工事費5億円以上 工事費5億円以上
砂防堤堤		堤体高が15m以上	堤体高が30m以上
トンネル(ペーパードを含む)		延長が1000m以上	延長が500m以上
橋梁架設		最大支間長50m以上 (ただし架設工法がTC工法及び架設工法の箇所を除く)	最大支間長100m以上
圧気潜函基礎		2気圧以上	工事費5億円以上
その他現地機関の長が指示する工事	指示する工事	—	工事費5億円以上
その他事業担当課が意見聴取が必要と認めた工事		—	事業課が意見聴取を必要とする箇所

別表-4 審査対象

審査内容 実施時期	項 目	審査対象(案)	
		現地機関	本庁
V とりまとめ	VE提案の審査	—	要請があつた箇所
N 申請があつた時 S	公共工事等における新技術活用システム(NETTS)「評価促進技術」への推薦 に関する審査	—	申請があつた技術・工法等

建設工事において発生した事故のうち、特殊、重大なものについて、調査委員会を開催する場合がある。

長野県建設部土木工事事故調査委員会運営要領

1 目的

土木工事事故調査委員会(以下「事故調査委員会」という)は、建設部発注の土木工事において発生した事故について、工法、作業環境等を調査し、事故原因を技術的に分析して類似工事における事故の再発防止を図り、工事の安全かつ円滑な実施に寄与することを目的とする。

2 事故調査委員会の組織と構成

(1) 事故調査委員会は、本庁に設置し建設部発注工事で発生した事故に対応して、事故原因を技術的に分析するため常設する委員会である。

したがって、重大事故に対応して個別に設置される事故調査特別委員会はこれとは別に定めるところによる。

(2) 事故調査委員会の構成は次のとおりとする。

委員長：技術管理室長

委員各課：企画幹等

3 事故調査委員会の業務

(1) 事故調査委員会は、現地機関からの事故報告を受け、次の業務を行う。

①事故原因を技術的に分析して、安全対策の充実を図る。

②事故事例を収集、整理してデータベース化を図り、事故の再発防止に務める。

③安全施工技術のデータベース化を図り、工事の安全普及に務める。

(2) 事故調査委員会では、必要に応じて外部の学識経験者等の意見を聞くことができる。

(3) 事故調査委員会は、委員長が必要と認めるときに招集し、委員会を開催する。

4 庶務担当

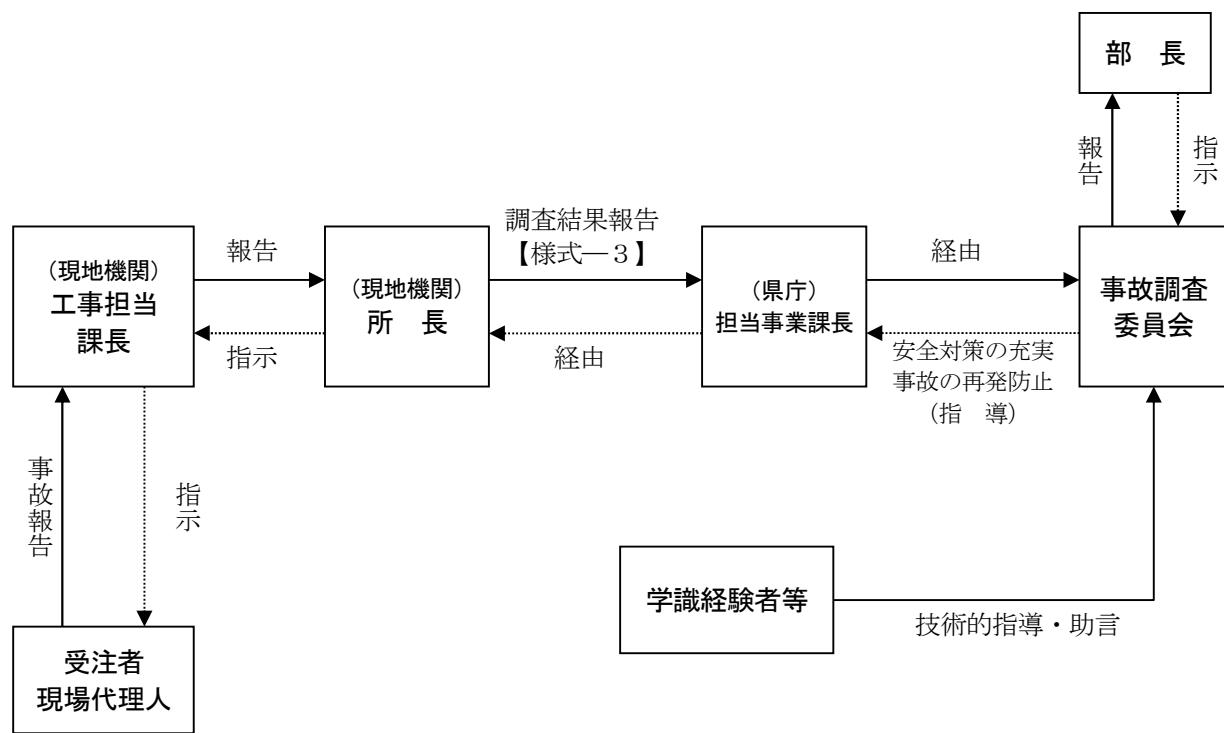
事故調査委員会の庶務は、技術管理室基準指導班に置く。

5 適用

この要領は、平成 5 年 3 月 1 日から適用する。

この要領は、平成 22 年 5 月 20 日から適用する。

別図－3



事故調査結果報告書

事務所名

事業年度	令和 年度	工事名	
路河川名		工期	年 月 日～ 年 月 日
箇所名			
請負業者名			
事 故 内 容	発生日時等		
	発生場所		
	被災者名		
	被災程度		
工事担当課・係			
工事概要			
調査結果 及び事故原因			
事故後の処置 及び改善事項			
労働基準監督署 の意向			

注) 1 必要な資料添付のこと。

2 調書の枠内に書き込めない場合は、必要項目について別紙に記入のこと。

長野県建設部土木工事関係者連絡会議設置指導要領

1 目的

工事関係者連絡会議(以下「連絡会議」という。)は、複数の工事が相互に関連する建設現場において、発注者と請負業者、及び請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を予め定める等の連絡調整を図り、協力して工事を安全かつ円滑に実施することを目的とする。

2 連絡会議の設置指導

発注者(現地機関)は、請負業者(発注者と契約を交わした者)が対象工事現場ごとに連絡会議を設置するよう指導するものとする。

3 連絡会議の組織

連絡会議の組織は、次の事項に沿って対象現場ごとに定める。

- (1) 連絡会議は、対象工事現場に関連するすべての請負業者(発注者と契約を交わした者)を会員として構成する。
- (2) 連絡会議には、会長、副会長及び幹事をおく。
- (3) 発注者(現地機関)はオブザーバーとして参画し、助言等を行う。
- (4) 会議には、会員(請負業者)にあっては現場代理人及び専任の主任技術者(または監理技術者)、発注者(現地機関)にあっては工事担当課・係長及び監督員が参画するものとし、必要に応じて関係者も参画できるものとする。

4 連絡会議の対象工事現場

連絡会議の対象工事現場は次の場合とする。

- (1) 事業間の調整(河川と道路等)を必要とする工事
- (2) 工区を分割して行う工事
- (3) 複数の請負業者が、同一区域で工事を行う場合
- (4) 土木工事と機械設備工事等、同時施工となる場合
- (5) その他、工事間の調整を必要とする工事

5 連絡会議の業務

連絡会議において行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 各関連工事の工程の調整
- (2) 関連する仮設構造物の調整
- (3) 緊急時(災害発生時)の連絡・避難等体制の整備
- (4) 公衆災害防止の徹底
- (5) 安全パトロールの実施
- (6) 現場作業者に対する安全教育の徹底
- (7) 各種の安全に関する講習会・研修会の実施
- (8) その他、工事の安全施工に係る相互の連絡調整

6 事務局

連絡会議の事務局は、会長が所属する請負業者におく。

7 適用

この要領は、平成 5 年 3 月 1 日から適用する。

この要領は、平成 22 年 5 月 20 日から適用する。

3 事故報告

(1) 発生時の報告

① 対象事業

(ア)建設部所管事業：国庫補助、県単独

(イ)市町村事業：土木関係事業、国庫補助

ただし、市町村単独事業についてもできるだけ報告していただくこととする。

② 報告様式

(ア)事故等概要報告書様式-1 を基本とする。・・・共 2-22 参照

必要に応じ説明用の図面等を添付する。

(イ)「長野県建設工事等入札参加資格者にかかる入札参加停止措置要領（最終改正 平成 27 年 4 月 8 日 27 建政技第 10 号）」に基づく様式第 1 号(第 5 関係)を参考にした様式・・・共 2-27 参照

③ その他

(ア)事故が発生した場合は速やかに関係事業課及び技術管理室基準指導班へ第 1 報する。

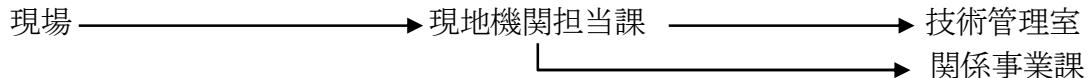
特に、死亡事故、公衆災害等報道の対象となる事故は速やかに報告する。

その後、判明した事実を加え、第 2 報以降を順次報告する。

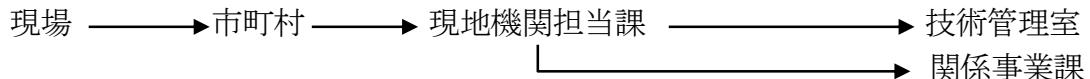
(イ)公衆災害については危機管理体制面からの確な対応を行なうこと。

(2) 発生時報告の流れ

① 県工事の場合



② 市町村工事



※ 勤務時間外は、現地機関から関係事業課を経由し技術管理室に報告。

参考：事故発生時の対応で大事なこと

- 「悪い情報は、些細なことでも共有が必要」と心がけてください。
この程度の事故なら報告しなくてよいのでは・・
まず社内の責任者に報告してからと思うが連絡が取れず・・
⇒ いずれも誤りです。関係機関への報告は些細なことでも迅速に！

(3) 事故後の対応

① 「建設工事事故データベース報告について（通知）（平成 14 年 1 月 30 日 13 監技第 266 号）」に基づき国土交通省が運営する建設工事事故データベースに事故情報を登録する。

② 「長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領」第 5 (報告)に基づき、必要な報告を行う。（技術管理室入札・契約班あて）

※「県が発注した建設工事等の施工において生じた事故等」については、措置要件の該当の有無に関わらず、遅滞なく報告する。

様式-1 (記入例)

事故等概要報告書

(第1報)

長野県 ○○建設事務所	発生日時	平成27年5月5日(月) 8時30分頃		
	発生場所	路河川名:(砂) ○○沢 箇所:△△市□□		
事故等の発生した工事の概要(工事に関する場合)				
工事名	平成27年度 社会資本整備総合交付金 (○○)工事	工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
工事場所 (住所地名)		工事概要	渓流保全工 L=50.0m ブロック積護岸工 SL=3.0m~3.8m A=170m ² 帶工 N=3基 V=200m ³	
元請業者名 (代表者氏名)			(株)▼▼建設	
先頭に事故の概要を簡潔に記載		事故等の状況		
発生経緯及び事故内容	○BHと足場板に挟まれ足と腰を負傷 H27.5.5 8時30分頃 带工のコンクリート打設作業中であった。クレーン仕様のバックホウを使用し、コンリートバケットにて打設を行っている最中、バックホウが、地盤の緩みによりバランスを失い転倒し、下部で作業を行っていた作業員がBHのアームと足場板に挟まれ、足と腰を負傷した模様。 08:40 現場代理人が△△消防署へ連絡 09:00 救急車により被災者を△△病院まで搬送 10:40 労働基準監督署へ連絡。 10:40 ○○建設事務所へ第一報		被災罹患者	【被災者数】 1名 【被害者】 ○○ ○ (才) 所属会社: △△土建(株) (1次下請け) △□町○□番地 【診断結果】 右大腿部骨折 (全治3ヶ月) 【現在】 △△病院へ入院
			災状況等数	事故災害状況図 【別紙添付可】
措置状況及び対応方針	・本日の作業は中止。 ・今後、労基署の実況検分が行われる見込み。 ・作業再開は、労基署の判断を踏まえ、安全対策を講じた上で検討する。		報道等の発表等	○・無 (○○新聞 5/6朝刊)
			備考	

※ 水質問題等、工事を伴わない場合は、事故等の状況欄から記入

※ 新聞記事等のコピーを添付のこと

13 監技第 266 号
平成 14 年 1 月 30 日

長 様

技術管理室長

建設工事事故データベース報告について(通知)

このことについて、平成 13 年 12 月 17 日付け事務連絡で国土交通省大臣官房技調課課長補佐から別紙のとおり依頼がありました。

内容は、国土交通省では平成 12 年 2 月に建設工事事故対策検討委員会を立上げ、データベースを活用し、工事事故の分析及びその対策の検討を行ってきたところであります。今後も、より一層工事事故対策の検討を行うため、データベースの調査項目の充実や報告様式の一部変更を行なうと共に報告書提出の迅速を図るため、インターネット利用による報告システムを構築したので、今後の事故データベースの報告は当該システムを利用されたいとのことであります。

つきましては、今後の事故データベースの報告書は下記により提出をお願いします。なお、請負者への周知等は貴職からお願いします。

記

1 工事事故報告用[各様式・報告システム]について

- (1)別紙-1、別紙-2 を参照して下さい。
- (2)適用開始時期

国土交通省では正式運用を平成 14 年 4 月から予定しておりますが、平成 13 年 11 月以降の報告書からは適用可能となっております。

2 報告対象事故

別紙-3 のとおり

建設部発注工事で発生した労働災害(工事作業が起因して、工事関係者が死傷した事故)、もらい事故、死傷公衆災害、物損公衆災害など

3 報告書提出方法等

- (1)事故報告書等
- ①ホームページを利用する方法

請負者用:ホームページ上で様式取得・入力し、発注者に入力した旨報告する。
発注者用:ホームページ上で様式取得・入力し、技術管理室へ入力した旨報告する。

②事故発生状況調書は今まで通り技術管理室からSASセンターへホームページ上で提出します。

(2)報告書をホームページを利用して報告する場合の具体的な方法等については別紙-4を参考にするとともに質問等は技術管理室及び、システム等の詳細内容については直接SASセンターに問い合わせて確認してください。

4 報告書提出期限

事故発生後、原則として1ヶ月以内(現地機関から技術管理室)

5 その他

- (1)事故発生時の報告(速報)等は今まで通り速やかに事業課及び技術管理室に報告してください。
- (2)本県のログインID・パスワード(取扱注意)の取扱いについては請負者に漏れまいようご配意願います。
- (3)報告提出方法については今後具体的に実施する中で変更することもありますのでご了知願います。
- (4)平成12年6月6日付け12監技第87号技術管理室長通知「工事事故報告書の作成について」は平成14年3月31日をもって廃止します。

注1:ホームページを利用して事故報告書を作成する場合の留意事項について

アクセス先 <http://sas.ejcm.or.jp/>

受注者がホームページ上で実施する内容等

「建設工事事故データベース操作マニュアル」受注者用を参照のこと
発注者がホームページ上で実施する内容等

「建設工事事故データベース操作マニュアル」発注者用を参照のこと

注2:土木工事現場必携掲載に当たり、別紙-1、別紙-2、別紙-4の内容は上記ホームページ内容のため未掲載とした

別紙-3 提出対象事故の定義

事故の分類	事故の定義
労働災害 (工事作業が起因して工事関係者が死傷した事故)	<p>工事作業場内及びその隣接区域(以下工事区域という)において、工事関係作業が起因して、工事関係者が死亡あるいは負傷した事故。</p> <p>資機材・工事製品輸送作業(工事共通仕様書の総則「1-1-38 交通安全管理第2項」に規定された安全輸送上の計画に記載された作業、以下輸送作業という)が起因して工事関係者が死亡あるいは負傷した事故。</p> <p>なお、ここでいう負傷とは、休業4日以上の負傷をいう。</p> <p>※ 工事作業場:工事を施工するに当たって作業し、材料を集積し、又は機械類を置く等工事のために、固定あるいは移動等により周囲から明確に区分して使用する区域内をいうものとする。</p> <p>※ 隣接区域:本来、工事作業場外での作業は禁じられているが、適切な安全対策のもとに作業上やむを得ず使用する工事作業場に接続した区域</p>
もらい事故 (第三者の行為が起因して、工事関係者が死傷した事故)	<p>工事区域において、当該関係者以外の第三者が起因して工事関係者が死亡あるいは負傷した事故。</p> <p>なお、ここでいう負傷とは休業4日以上の負傷をいう。</p>
死傷公衆災害 (工事作業が起因して、当該工事関係者以外の第三者が死傷した事故)	<p>工事区域における工事関係作業及び輸送作業が起因して当該工事関係者以外の第三者が死傷した事故。</p> <p>なお、ここでいう第三者の負傷とは休業4日以上もしくはそれに相当する負傷をいう。</p>
物損公衆災害 (工事作業が起因して、当該工事関係者以外の第三者の資産に損害が生じた事故)	<p>工事区域における工事関係作業及び輸送作業が起因して第三者の資産に損害を与えた事故にあって、第三者の死傷に業がる可能性の高かった事故。</p>

・入札参加停止措置要領に基づく報告

事故が発生した場合、長野県建設工事等入札参加停止措置要領に基づく報告が必要となる場合がある。

長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領

(平成23年3月18日22建政技第337号)

(最終改正 平成27年4月8日27建政技第10号)

この要領は、県が発注する建設工事の請負、建設工事に係る測量・調査・設計・工事監理の委託及び森林整備業務の請負並びに森林整備業務に係る測量・調査・設計の委託（以下「建設工事等」という。）の契約の適正な履行を確保するため、県が行う入札参加停止等の措置について必要な事項を定めるものとする。

(報告)

第5 発注機関の長は、その所管する建設工事等について、入札参加資格者が別表各号に定める措置要件の一に該当すると認められるときは、遅滞なく様式第1号により委員会に報告しなければならない。また、別表第1-2第1号、第3号に該当した場合は、措置要件の該当の有無に関係なく報告するものとする。

別表第1-2 事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
安全管理措置不適切により生じた公衆損害事故 1 県が発注した建設工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき	1か月以上6か月以内
安全管理措置不適切により生じた公衆損害事故 2 県以外の者が発注した建設工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき	1か月以上3か月以内
安全管理措置不適切により生じた工事関係者事故 3 県が発注した建設工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者、又は負傷者を生じさせたと認められるとき	2週間以上4か月以内
安全管理措置不適切により生じた工事関係者事故 4 県以外の者が発注した建設工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者、又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき	2週間以上2か月以内

様式第1号（第5関係）

第 号
年 月
日

（課経由）

長野県建設工事請負人等選定委員会

委員長様

発注機関の長 印

報 告 書

建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領第5の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

工事 (業務) 概要	発注機関名			
	工事（業務）名			
	工事（業務）箇所			
	請負（委託）金額		工 期	
受注 (受託) 者	商号又は名称		所 在 地	
	代表者名		建設業許可番号 (業者コード)	
下請業者	商号又は名称		所 在 地	
	代表者名		建設業許可番号 (業者コード)	
措置要件該当行為の概況	※措置要件に該当しない場合は、空欄とする。 ※該当する場合は、別表の該当要件を記載する。			